



小糸南自治会

災害発生時行動プロセス概要

第二版

小糸南自治会 防災部

2024年 3月



はじめに

1. 個人（家族）の地震発生時行動
2. 防災部の地震発生時行動
3. 自主防災組織の平常時行動
4. 改定履歴



この資料は、地震発生時の個人行動と防災部の行動を「防災部 行動手順書」に基づき、行動手順と役割に沿って解説した資料です。

皆様に於かれましては、この資料を熟読され災害発生時にまずはどのような行動をとるか、十分ご理解頂きたいと思えます。

小糸南自治会防災部



1. 個人(家族)の地震発生時行動(その2-1)

地震発生

自宅と近隣の確認

1. 身を守る

室内の落下物でケガをしないよう急いでテーブル・机・ふとんなどの下に潜る

2. 消火

揺れがおさまった後、
・揺れが小さい場合：直ちにガスやストーブの火を消す。
・揺れが大きい場合：身を守り 揺れがおさまってから火の始末
初期消火& 119番へ消火要請し避難開始

3. 避難準備

- ・底の厚い履物の着用：家の中はガラスの破片が散乱
- ・家族の安全の確認：倒れた家具の下敷きの有無確認
- ・火元の確認：ガスの元栓を閉め、停電していても復旧後の通電火災防止のために電気のブレーカーをOFF

4. 近隣の安全確認

- 近隣の安全確認
- ・隣近所の安全確認 (声かけ)
 - ・近所の火災確認 (近所に大声で知らせ初期消火、119番へ消火要請)
 - ・避難行動要支援者の安否確認

5. 避難開始

- 一時避難場所へ避難
- ・電気のブレーカーをオフ、ガスの元栓の閉確認。
 - ・戸締り、非常持ち出し品の携帯





1. 個人(家族)の地震発生時行動(その2-2)



一時避難所への移動

避難行動支援者は、**避難行動要支援者の避難支援**を行う

一時避難場所での行動



◎避難誘導班員へ報告

- 救助が必要な在宅者の有無
- 世帯人数と安否確認人数
- 住居損壊状況
- 避難希望人数

☆一時避難場所へは一旦必ず集合

- 自身が安全な状況であっても避難誘導班員に無事であることを報告
- 報告が無ければ不明者として要救助者対象と判断

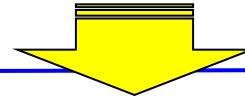
☆怪我など何らかの事由で一時避難場所への移動が困難な場合

- 無事であることを知らせるため目印として玄関門扉等に「安否確認タオル」を結んでおく。
- 玄関門扉等の安否確認タオルの有無で「安否確認」を判断します。





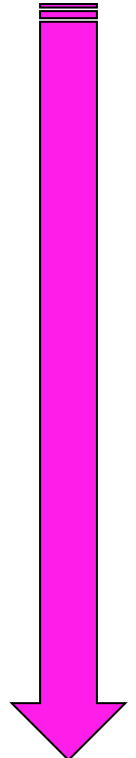
2. 防災部の地震発生時行動 (その3-1)




一時避難場所



大地震発生



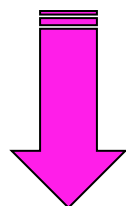
~20分

防災部長 ・ 副部長	救出救護班	避難誘導班 (食料物資受入班)	情報収集班	避難施設 運営班
<p>(2)本部常駐</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難誘導班に自身の安全報告 小糸南自治会館前庭の本部に常駐 防災倉庫を解錠 	<p>(1)代行確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 班長不在の場合、副班長が任務代行 避難誘導班員および情報収集班員が不在の場合、代行者を指名 班の任務遂行依頼 			
<p>(6)救出支援要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 救出救護班からの救出支援要請に従い、湘防災様式10「救出支援要請」を記載発行 情報収集班に地域防災拠点本部へ支援要請指示 <p>(7)広域避難場所への避難要否判断</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害状況を把握し、地域内外での火災発生状況から広域避難場所への避難要否を判断 情報収集班を経由して避難誘導班へ指示 	<p>(4)救出現場へ出向</p> <ul style="list-style-type: none"> 救助要請を受けて班長の指揮の下、状況確認あるいは救助に現場へ出向 (余震と火災に注意) 重量物の下敷きになっているなど救出班では救助困難者を発見した場合は救出支援要請を情報収集班に連絡 	<p>(3)避難家族の実態報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 救助を必要とする家族の有無 世帯人数と安否確認人数 住居損壊の状況 避難希望人数 避難報告の無い世帯及び救助を要請された世帯名を救出救護班長に報告 (湘防災様式1「情報記録用紙」) 	<p>(5)情報把握と報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 救出支援要請および担当区域内の出火の有無を防災部長へ報告のため、情報把握の後に記入済みの湘防災様式1を持って本部へ出向 	

2. 防災部の地震発生時行動（その3-2）



大地震
発生



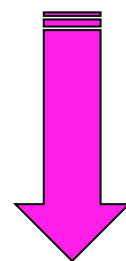
~30分

広域避難場所への避難指示が出た場合

防災部長 ・副部長	救出救護班	避難誘導班 (食料物資受入班)	情報収集班	避難施設運営班
(3) 被害状況と行動を報告 可能な状況なら地区防災拠点本部（市民センター）へ被害状況および広域避難場所へ移動することを湘防災様式3「被害状況報告」で報告		(1) 広域避難場所へ誘導 避難者を引率して広域避難場所へ移動 その場合の避難経路は避難誘導班員が決定	(2) 出向班などの撤退指示 救出救護班が災害現場に出向している場合は撤退を指示し、確認後に広域避難場所へ出発したことを防災部長に報告、自身も避難する	

火災発生などの緊急性が生じていない場合

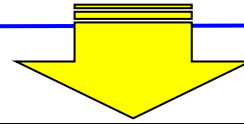
防災部長 ・副部長	救出救護班	避難誘導班 (食料物資受入班)	情報収集班	避難施設運営班
◎一時避難の解除可否の判断	◎救出、救護に関する依頼 あるいは搬送 ・重傷者が発生して119番不通の場合は湘防災様式2「人命救助依頼表」にて、地区防災拠点本部へ（市民センター）救助依頼。負傷者を最寄りの医療機関あるいは北医療センターへ搬送		◎地区防災拠点本部へ被害状況を報告 (湘防災様3「被害状況報告」)	◎避難施設へ出向 (避難施設開設のため)



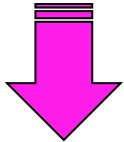
~60分



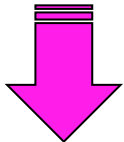
2. 防災部の地震発生時行動 (その3-3)



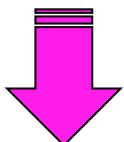
大地震発生



~4時間



~24時間



~48時間

防災部長 ・副部長	救出 救護班	(避難誘導班) 食料物資受入班	情報収集班	避難 施設 運営 班
<p>◎避難施設開設後に避難施設生活希望者を引率</p> <p>・地区防災拠点本部から他の自主防災組織への支援要請があった場合、可能な状況なら支援要員を派遣</p>		<p>(避難誘導班が兼務)</p>	<p>◎情報の把握と住民へ広報</p> <p>・小糸小学校避難施設運営委員会から発信される情報の把握と住民へ広報</p>	
<p>◎災害に関する情報交換会を定期に実施</p> <p>小糸小学校避難施設運営委員会と生活情報、復旧情報などの情報交換会を定期に実施 (内容によっては自治会長も出席)</p>		<p>◎在宅被災者からの食料・物資等の支給要請把握</p> <p>・在宅被災者からの 飲料水・食糧・物資の支給要請把握</p> <p>・湘防災様式4「飲料水・食糧・物資の配給依頼伝票」に記入し、小糸小学校避難施設運営委員会に支給要請</p>	<p>◎安否未確認者の届出</p> <p>住民に安否未確認者が有る場合、湘防災様式5「安否未確認者届出」に記入してもらい小糸小学校避難施設運営委員会へ提出</p>	
<p>◎ボランティア派遣要請および受入れを検討・実施</p> <p>必要があれば小糸小学校避難施設運営委員会と連携してボランティア派遣要請および受入れを実施</p>		<p>◎食糧・物資の受取と配給</p> <p>小糸小学校避難施設運営委員会から配給の飲料水・食糧・物資の受取りと在宅被災者へ配給</p>	<p>◎一時転居住民確認</p> <p>住民が一時転居で留守となる場合、その転居先を湘防災様式6「一時転居届出」に記入してもらい自治会長へ提出</p>	



3. 自主防災組織の平常時行動

<p>防災部長・ 副部長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小糸南自治会 防災部規約の管理 2. 小糸南自治会 防災計画の管理 3. 小糸南自治会 防災部組織の編成 4. 備蓄防災資機材の管理、購入予算の確保 5. 避難行動要支援者の把握と支援プランの作成 6. 避難行動要支援者に対する近隣の支援者依頼 7. 湘南大庭地区防災協議会への参画 8. 湘防災様式3「被害状況報告」の保管 9. 湘防災様式10「救出支援要請」の保管
<p>救出救護班長・ 副班長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当該ブロックの防災に関するリーダーとしてブロック全体のまとめ役 特に当該ブロックの防災班員交代時にはその後任者を選出 2. 防災資機材の定期点検・員数確認・防災倉庫の鍵保管 3. 湘防災様式2「人命救助依頼表」の保管
<p>避難誘導班 兼 食糧物資受入班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広域避難場所への複数避難経路の把握（経路途中の火災など障害を想定して） 2. 指定の広域避難場所にたどりつけない場合の代替広域避難場所と経路の把握 3. 当該ブロックの家族状況をできるだけ把握 （時間帯による在宅人数、留守の状況、避難行動要支援者など） 4. 湘防災様式1「情報記録用紙」保管と世帯主名に変更が生じた場合は修正 5. 湘防災様式4「在宅被災者用 飲料水・食糧・物資の配給依頼伝票」の保管
<p>情報収集班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 湘防災様式5「安否未確認者届出」の保管 2. 湘防災様式6「一時転居届出」の保管
<p>避難施設運営班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自主防災組織においては平常時における任務は特にありませんが、班長は避難施設運営委員会に出席 2. 震度5弱以上の地震発生時は、避難施設の開設と運営を担当 3. 小糸小学校避難施設運営規約 第8条により下記の役職を毎年 持ち回りで担当 <ul style="list-style-type: none"> ・避難施設運営委員会 会長 および 副会長と以下の7班 総務班、食糧班、物資班、名簿班、情報広報班、救護班、衛生班 ・各班の任務は小糸小学校避難施設運営規約の別表2 を参照



4. 改定履歴

改定年月	改定内容
2024年3月	5ページ 1.個人（家族）の地震発生時行動(その2-2)の一時避難場所での行動に「安否確認タオル」の取り扱いを追加

小糸南自治会 防災部
災害発生時行動プロセス

